

大紀町リース料等支援給付金交付要綱

(通則)

第1条 大紀町リース料等支援給付金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売り上げの大幅な減少等により、固定経費であるリース料等の支払いが大きな負担となっている中小企業者の経営の負担軽減及び事業継続の支援のため、予算の範囲内で支援給付金を交付する。

(支援給付金交付対象者及び条件)

第3条 支援給付金の申請を行う者（以下「申請者」という）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、支援給付金は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

- (1) 町内において事業所を有し、設備等のリース契約を締結している事業者。
- (2) 交付対象となる設備は、令和2年4月1日以前から事業に供し、今後も事業に使用するものとする。
- (3) 令和2年4月以降のいずれか1カ月の売上が、前年同月の売上から50%以上減少或いは、連続する3カ月の売上が、前年同月から30%以上減少している事業者。
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 従業員も含め、反社会勢力に該当していないこと。

(支援給付金交付額)

第4条 支援給付金交付額は、1カ月の設備リース料等の2分の1以内の額で、最大6カ月分を給付する。ただし25万円を上限とする。

(支援金給付申請)

第5条 支援給付金の申請期間は、令和2年9月14日から令和3年3月10日までとする。

2 申請者は次に掲げる書類を大紀町長に提出すること。

- (1) リース等支援給付金交付申請書兼請求書
- (2) 売上高確認書
- (3) 売上の減少を確認できる書類（確定申告書、売上台帳等）の写し
- (4) 事業者が支払うリース設備の内容及び金額がわかる書類（契約書等）

(支援給付金の交付)

第6条 支援給付金は、申請者からの申請により、町長が決定し、交付決定通知を申請者に送付する。また、申請者の金融機関口座に速やかに振り込む。

(支援給付金に係る不正受給等への対応)

第7条 申請者の申請が交付要件を満たさないこと又は不交付要件に該当することが疑われる場合は、立ち入り調査を行う。なお、すでに交付した支援給付金について調査を行う場合も同様とする。調査の結果交付要件を満たさないこと又は不交付要件に該当することが判明した場合は、不交付とし、すでに交付した支援給付金については、返還請求を行う。

(その他)

第8条 本要綱に定めのないものについては、町長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年9月14日から施行する。